

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>健康医療部 生活衛生室 食の安全推進課</p>	<p>以下の工事請負契約における工事完了に伴う検査（履行確認）について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。</p> <p>工事名称 大阪府四條畷保健所3階事務室空調機補修工事</p> <p>1 工事場所 四條畷市江瀬美町1-16</p> <p>2 契約期間 令和2年11月6日から同年12月28日まで</p> <p>3 契約金額 2,025,430円</p> <p>4 検査調書（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="596 709 1347 785"> <tr> <td>完成年月日</td> <td>令和2年11月21日</td> </tr> <tr> <td>検査年月日</td> <td>令和2年12月4日</td> </tr> </table>	完成年月日	令和2年11月21日	検査年月日	令和2年12月4日	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （検査） 第69条 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。（以下略）</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p> <p>【会計事務の手引】 第5章 契約 第6節 契約の履行確認 1 履行確認の必要性 3 検査 検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。</p> </div>	<p>検出事項について、監査結果を踏まえ、今後は、年度当初に課内で検査員の指定を必要とする職員に指定漏れがないか確認するよう、周知徹底を図る。</p> <p>また、再発防止のため、会計事務について会計局作成の研修資料を用いて課内研修を実施し、注意喚起の上、適正な会計事務の処理に努めた。</p>
完成年月日	令和2年11月21日						
検査年月日	令和2年12月4日						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月9日から同年7月5日まで）